

名護市許田の野球場への米軍 UH 1 ヘリコプターの不時着に関する意見書

3月6日午後8時20分ごろ、米軍UH1ヘリコプターが名護市の許田野球場に不時着した。住宅地とは約30メートルしか離れていない野球場で、しかも少年野球チームがナイター練習中のところに降下。子どもたちが驚き、走って逃げて無事だったとのこと。一步間違えれば、大惨事につながりかねない状況は、断じて容認できるものではない。県内では、米軍ヘリコプター、オスプレイの不時着や部品落下・トラブル等が相次いで発生している。

本町議会は、米軍機の事故・トラブル等のたびに、米軍や関係機関に繰り返し厳重に抗議及び要請を行ってきたにもかかわらず、米軍は安全確認ができたとして飛行再開を強行し、事故・トラブル等を繰り返す現状は、米軍の航空機整備や安全管理体制の構造的な不備を指摘せざるを得ない状況となっている。

このままでは取り返しのつかない重大事故が起きるのではないかと、この不安と恐怖の声が高まり、町民・県民の怒りと憤りは頂点に達している。

日米両政府は、より強い当事者意識を持って、米軍機の点検整備や安全管理体制を厳重に見直すべきである。

よって、本町議会は、町民・県民の生命と財産を守るため、少年野球チームが練習中の野球場への米軍UH1ヘリコプターの不時着に対して抗議をするとともに、関係機関へ下記事項の実施を強く求める。

記

- 一、原因究明、再発防止策が確立されるまで、同型機の飛行訓練を一切中止すること。
- 一、市街地上空での米軍機の飛行を中止すること。
- 一、事故・事件等の発生時に、県民への迅速で正確な通報と情報公開を徹底すること。
- 一、県内配備の全米軍機において、点検整備及び運用の検証を行い、実効性のある事故再発防止策を講じること。
- 一、日米地位協定を抜本的に改定すること。
- 一、危険性除去に向けて、米軍普天間飛行場を絶対に固定化せず、県民の強い願いである一日も早い閉鎖・返還と速やかな運用停止、在沖米軍基地の整理縮小を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8(2026)年3月23日

沖縄県西原町議会

あて先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、
沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄防衛局長